

平成26年度年間調整手続の案内

島津アリーナ京都（京都府立体育館）

※ 京都府立体育館は、平成25年11月1日から愛称が島津アリーナ京都になりました。

1 年間調整の趣旨

島津アリーナ京都では、より多くの方に公平かつ効率的に使用していただくため、競技場の全面使用については、前年度に使用希望日の「仮使用申請書」を提出していただき、事前に大会等の「年間調整」を行い、使用日等の「仮決定」を行います。

2 年間調整の対象

平成26年4月1日（土）から平成27年3月31日（月）まで、第1競技場又は第2競技場の全面使用を希望される団体が対象となります。

3 仮使用申請の受付期間

仮使用申請は、平成25年11月15日（金）から12月15日（日）までに島津アリーナ京都事務室あてに所定の用紙により申請をしてください。

なお郵送では12月15日必着のものについて受理します。

申請用紙は当館で交付するほか島津アリーナ京都（京都府立体育館）ホームページからもダウンロードできます。

4 年間調整の対象外とする日

別紙「平成26年度 島津アリーナ京都 使用予定表」に記載する日や時間区分については、年間調整の対象外となりますので、これらの日や時間区分を含む仮使用申請書は受理できません。

5 仮決定

「年間調整」の結果、使用承認となった行事については、当該申請者に「仮決定通知書」を送付します。（通知時期・・・平成26年1月下旬予定）

仮決定後の辞退、使用内容の変更は、原則として認めませんので、御了承願います。

6 仮決定後の使用承認申請

年間調整で「仮決定」の通知があった団体は、下記により島津アリーナ京都に来館の上、所定の申請書に必要事項を記入し、使用料を添えて使用承認申請してください。

なお、申請及び事前打ち合わせ等で来館されるときは、事前に館に御連絡していただき、来館日程の調整をお願いします。

施設名及び使用時間区分	受付期間
競技場の全面使用 （会議室の併用使用を含む）	平成26年4月分から10月分までについては、平成26年2月16日から使用の日の10日前まで受け付けます。11月分以降については、6か月前の1日から使用の日の10日前まで受け付けます。
競技場の部分使用	使用の月の1箇月前の1日から使用の日の前日まで
会議室	使用の月の2箇月前の1日から使用の日の前日まで

(1) 各団体の担当者は、大会等に使用する附属設備やスケジュール等を確認するため、必ず事前に館と打ち合わせをしていただくようお願いします。

打合せ時期は、概ね2箇月前頃としますが、事前に館に連絡していただき、打合せ日程を調整した上で、来館してください。

特に、有料事業や仮設物が必要となる催物は、消防・警察等の関係機関の許可が必要ですので、「行事实施計画書」、「館内行為申請書」等により館の承諾を得てください。

- (2) 催物の広告・宣伝、入場券等の発売を行う場合は、これらの行為を行う前に申請してください。
- (3) 自動車での来館者が多数となることが予想される場合は、あらかじめ駐車可能台数、整理要員等について、(1)の事前打ち合わせの際に当館と相談の上、主催者から参加予定者に駐車規制等の通知を徹底して下さい。
- (4) 仮決定後については、特段の指示がない限り、使用取り消しはできませんので、御了承願います。
会議室についても、仮決定後に、変更が生じる場合は、使用の日の3箇月前までに、館に連絡してください。なお、会議室は、使用の月の2箇月前の1日から、一般利用者からの使用申込を受け付けますので、以降の変更、取消はできません。

7 使用時間帯

- (1) 使用時間区分は、次のとおりです。

区分	時間帯	摘要
午前の部	午前9時～正午	左記の時間帯には、会場準備、撤去に要する時間を含んでいます。
午後の部	午後1時～5時	
夜の部	午後6時～9時	

- (2) できるだけ多くの方に利用していただくために、同一団体の1か月間における使用回数を制限することがあります。

8 使用料金

使用料金表は、平成25年11月1日現在の金額です。

9 申請書提出及び問い合わせ先

島津アリーナ京都（京都府立体育館）
〒603-8334 京都市北区大將軍鷹司町

- TEL (075)462-9191 FAX (075)462-9192
- 執務時間 8:30～21:00（休館日を除く）

- ホームページ <http://www.kyoto-furitutaiikukan.jp>
- メールアドレス taiikukan@pref.kyoto.lg.jp